

農作業事故等の情報収集の強化に向けた要請について

農機具の製造・輸入・販売者に対し、農林水産省生産局長から発出された要請（平成 29 年 1 月 4 日付け 28 生産第 1512 号）について、農林水産省において関係団体に対する説明会が行われました。同説明会における農林水産省担当官の発言概要は以下のとおりです。

事故情報の収集は、以前からお願いしていたものの最近では報告は低調となっていた。一方では死亡事故が一向に減少しないこと等を受け、農林水産省に設置されたワーキンググループで情報収集・分析の強化が指摘され、以前の報告様式では①分析しづらい、②記入方法が分かりにくい等も指摘された。

このため、様式を選択式にして報告し易くするとともに、分析も容易になるような形にしたものである。ぜひご協力いただき、知り得た情報を報告してほしい。

なお、かなり詳細な様式に見えるが、販売店・JA等の現場においても事故を起こした方やご家族に細かいことは聞きづらいという実態は承知しており、分かる範囲で記入いただければ結構である。たとえ記入できるのがごく一部であっても報告いただけるとありがたい。

なお、都道府県に対しても従来から同様の依頼をしており、今回も引き続き依頼をしている。都道府県では民間以上に個人情報保護の観点等から収集が難しかったが、この点に関しても法制的な面を省内で検討し、食料・農業・農村基本法に基づく必要な対策として実施する情報収集なので、その問題はないということを明確にした。もちろん、公開時は個人情報保護には配慮する。

本情報は、革新工学センターにおける事故分析にも活用し、従来以上に効果的なフィードバックを行う。

今後は年 2 回程度、情報収集がなされているか（かなりの数が報告されているか）チェック等を行いたい。ぜひ協力願いたい。